平成２１年（フ）第３８２号
香川県高松市円座町2299番地８
債務者　御厩　　保
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３９４号
香川県高松市多肥上町2101番地10
債務者　朝日　康裕
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２５号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田597番地２　ドミールマイン201、申立時住所香川県高松市屋島西町1419番地３　ベルンハイツ101号室
債務者　遠藤　恵美（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８８号
香川県高松市屋島西町2320番地１　サンリッチＢ－１
債務者　奈良　和典
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３５号
香川県丸亀市土器町東８丁目15番地１　エルディム杉本Ａ－102号、住民票上の住所香川県丸亀市川西町北215番地
債務者　橋本佐也加
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４７号
香川県坂出市加茂町1028番地１
債務者　豊嶋　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４８号
香川県坂出市加茂町1028番地１
債務者　豊嶋　康司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第２１８号
愛媛県西条市壬生川109番地７
債務者　清水　昌美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８１号
愛媛県四国中央市金生町下分2194番地の２
債務者　鈴木　義男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８８号
愛媛県西条市大町825番地12
債務者　藤田　純士
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８９号
愛媛県西条市大町825番地12
債務者　藤田　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９０号
愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号
債務者　香川　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９７号
愛媛県新居浜市船木甲3642番地の１
債務者　小野　奈実
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０９号
愛媛県西条市神拝甲517番地９　吉原ハイツ２－Ａ
債務者　宇山由起之里こと　禹由起之里
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０３号
高知県高岡郡四万十町八千数89番地
債務者　上川　篤美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１１８号
高知県高岡郡佐川町東組524番地、前住所高知県高岡郡佐川町乙1849番地１　富士見２号団地３棟503号
債務者　中村　　健（破産申立時の氏名廣瀬健）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１２０号
高知県須崎市妙見町８－１　妙見荘Ａ１階２号、住民票上の住所高知県吾川郡いの町越裏門147番地
債務者　川村　啓昭
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所須崎支部